

## 規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所に係る技術上の基準	
担当部局	総務省消防庁予防課危険物保安室	電話番号：03-5253-7524
評価実施時期	平成23年10月	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的】 浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所に係る技術上の基準を設ける。</p> <p>【内容】 浮き蓋が容易に破損又は沈没しタンク内の可燃性蒸気の濃度が爆発範囲にならないように、浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所に係る技術上の基準を以下のとおり設ける。</p> <p>①浮き蓋は、地震等による振動や衝撃に耐えることができる構造とすること。 ②浮き蓋付特定屋外貯蔵タンクには、可燃性蒸気を排出するための特別通気口を設けること。 ③浮き蓋付特定屋外貯蔵タンクには、浮き蓋を点検するための点検口を設けること。 ④浮き蓋付特定屋外貯蔵タンクのうち一定の要件を満たすものの配管には、噴き上げ防止措置を講じること。</p> <p>なお、既設の浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所を当該基準に適合性するためには、工事等により所有者等に負担が生じる場合もあるため、一定の安全性が確保されている場合(代替措置を講じている場合)は、①の技術基準は適用しないこととする。また、タンクを開放した上で改修工事を行う必要があるため一定期間の適合期限(平成36年3月31日まで)を設けることとする。</p> <p>【必要性】 近年、浮き蓋付特定屋外貯蔵タンクにおいて、爆発や火災、浮き蓋が破損したり沈没する事故が続いており、浮き蓋付特定屋外貯蔵タンクに係る技術上の基準を早期に整備する必要があるため。 「内部浮き蓋付き屋外貯蔵タンクの安全対策に関する調査検討報告書」(平成23年3月)</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防法第36条の4</li> <li>・危険物の規制に関する政令第11条</li> <li>・地方公共団体の手数料の標準に関する政令 本則の表第16の項の2</li> </ul>
想定される代替案	特になし	
規制の費用	費用の要素	
(遵守費用)	<p>費用は、新たに浮き蓋付特定屋外貯蔵タンクを設ける場合と、既設の浮き蓋付特定屋外貯蔵タンクを技術基準に適合させる場合とで異なり、またタンクの容量や浮き蓋のタイプ等により異なるため以下の条件で分析した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術基準が適用されるタンクのうち最も基数の多い3千キロリットルのタンク</li> <li>・浮き室を有する浮き蓋のうち、大半を占める一枚板構造の浮き蓋、アルミ製簡易フロート型の浮き蓋</li> </ul> <p>この場合、タンク1基あたりに要する費用は、新たに浮き蓋付特定屋外貯蔵タンクを設ける場合は約80万円～440万円、既設の浮き蓋付特定屋外貯蔵タンクを技術基準に適合させる場合は約80万～6,660万円となる。</p> <p>※ これらの費用とは別に、各施設につき、各地方公共団体の条例に定める金額分、設置許可申請等の費用が発生する。</p>	
(行政費用)	<p>各施設において設置許可申請等に係る費用が発生する。</p> <p>※ この費用は各地方公共団体の条例に定めるところにより別途施設の所有者等から手数料として徴収する。</p>	
(その他の社会的費用)	特になし	
規制の便益	便益の要素	

	<p>今回の改正により、浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の安全性が確保されることにより、事故を防止するとともに、災害時の国民の生命、身体及び財産に係る被害の拡大が最小限に抑えられることとなる。(平成14年には浮き蓋付特定屋外貯蔵タンクが爆発・炎上する事故が起きており、この事故による損失額は約1億5250万円と報告されている。また、平成15年の十勝沖地震では30基以上、このたびの東日本大震災においても複数基の浮き蓋付特定屋外貯蔵タンクの浮き蓋に係る被害が報告されている。)。また、災害の発生及び被害の拡大の防止が期待できるため、災害発生時の消防機関の活動の負担が相当程度軽減されることが見込まれる。</p>
<p>政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)</p>	<p>今回の改正により、浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所における事故を防止するとともに、災害時の国民の生命、身体及び財産に係る被害の拡大が最小限に抑えられることとなる。また、危険物を取り扱う施設等の危険性に鑑みれば、施設に応じた技術上の基準を満たすことは人命確保や財産を保護するために求められることであり、当該目的の達成のために危険物施設等の所有者等がその施設に応じた技術上の基準を満たすことは消防法で求められているところである。さらに、代替措置を設けることで、安全性を損なわない範囲で技術上の基準に適合するのに要する費用を最小限に抑えている。</p> <p>以上のことを勘案すると、今回の改正に伴う費用は便益に見合うものであり、今回の改正は適切かつ合理的なものであると考えられる。</p>
<p>有識者の見解その他関連事項</p>	<p>「内部浮き蓋付き屋外貯蔵タンクの安全対策に関する検討会」(座長:大谷英雄 横浜国立大学大学院環境情報研究院教授)</p>
<p>レビューを行う時期又は条件</p>	<p>規制の改正後、必要があると認めるときは、レビューを行うものとする。</p>
<p>備考</p>	